

3様式1

# 事業報告書

(自 令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人宏善会
- ①  財団       社団 (  出資持分なし    出資持分あり )
- ②  社会医療法人       特別医療法人       特定医療法人
- 出資額限度法人       その他
- ③  基金制度採用       基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市天満町2番21号
- (3) 設立認可年月日 昭和47年9月25日
- (4) 設立登記年月日 昭和47年9月29日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	本川 哲	
専務理事	高橋知宏	
理事	押淵礼子	
同	高橋恵美	
同	渡邊 尚	
同	山口義彦	諫早記念病院管理者
同	八尾榮一	
監事	吉田 博	
同	田中 進	

## 2 事業の概要

### (1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	諫早記念病院	長崎県諫早市天満町2番21号	一般病床 83床
			療養病床 29床

### (2) 付帯業務

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業	長崎県諫早市天満町2番21号	諫早記念病院介護サービス「ひまわり」
サービス付き高齢者向け住宅の経営	長崎県諫早市天満町6番1号	ウェルケア天満
訪問看護ステーションの運営	長崎県諫早市天満町6番1号	

- (3) 収益事業  
実施せず。
- (4) 当該年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| ① 令和3年5月22日 | 役員改選について                  |
| 〃           | 令和2年度決算の決定                |
| 〃           | 令和2年度剰余金の処理               |
| 〃           | 特定医療法人の定期提出書類             |
| ② 令和3年5月27日 | 役員報酬について                  |
| 〃           | 役員退職金支給について               |
| ③ 令和3年3月2日  | 令和成3年度収支決算見込み及び補正について     |
| 〃           | 令和4年度事業計画及び収支予算案の決定       |
| 〃           | 令和4年度中の借入金額の最高限度額の決定      |
| 〃           | 特定医療法人の辞退について             |
| 〃           | 特定医療法人辞退による定款変更について       |
| 〃           | 上記定款変更の許可日をもって評議員会の廃止について |
- (5) 当該年度内に開設(許可を含む)した主な施設  
該当なし
- (6) 当該年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
該当なし

以上

法人名 医療法人 宏善会 (諫早記念病院)  
所在地 長崎県諫早市天満町2番21号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	533,179	I 流動負債	354,002
現金及び預金	172,410	支払手形	0
事業未収金	269,019	買掛金	24,282
有価証券	0	短期借入金	194,000
たな卸資産	21,160	未払金	122,412
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	1,969	未払法人税等	35
繰延税金資産	0	未払消費税等	2,353
その他の流動資産	68,621	繰延税金負債	0
II 固定資産	1,231,062	前受金	0
1 有形固定資産	1,098,649	預り金	8,854
建物	482,349	前受収益	0
構築物	1,489	〇〇引当金	0
医療用器械備品	26,893	その他の流動負債	2,066
その他の器械備品	10,767	II 固定負債	199,218
車両及び船舶	2,680	医療機関債	0
土地	529,056	長期借入金	169,086
建設仮勘定	3,400	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	42,015	〇〇引当金	0
2 無形固定資産	58,272	その他の固定負債	30,132
借地権	0	負債合計	553,220
ソフトウェア	57,771	純資産の部	
その他の無形固定資産	501	科 目	金 額
3 その他の資産	74,141	I 資本剰余金	3,000
有価証券	2,430	II 積立金	1,208,021
長期貸付金	0	代替基金	0
役員等長期貸付金	0	任意積立金	42,000
長期前払費用	31,958	繰越利益剰余金	1,166,021
繰延税金資産	0	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	39,753	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	1,764,241	純資産合計	1,211,021
		負債・純資産合計	1,764,241

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 宏善会 (諫早記念病院)※医療法人整理番号     所在地 長崎県諫早市天満町2番21号

損 益 計 算 書  
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		1,724,589
2 事業費用		
(1) 事業費	1,793,911	
(2) 本部費	0	1,793,911
<b>本来業務事業損失</b>		69,322
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		204,907
2 事業費用		202,089
<b>附帯業務事業利益</b>		2,818
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
<b>収益業務事業利益</b>		0
<b>事業損失</b>		66,504
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	1	
その他の事業外収益	43,446	43,447
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	1,745	
その他の事業外費用	13,300	15,045
<b>経常損失</b>		38,102
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	2,089	2,089
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	29,536	29,536
<b>税引前当期純損失</b>		65,549
法人税・住民税及び事業税	71	
法人税等調整額	0	71
<b>当期純損失</b>		65,620

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 宏善会 (諫早記念病院)

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市天満町2番21号

財 産 目 録  
(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,764,241 千円
2. 負 債 額	553,220 千円
3. 純 資 産 額	1,211,021 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	533,179
B 固 定 資 産	1,231,062
C 資 産 合 計 (A+B)	1,764,241
D 負 債 合 計	553,220
E 純 資 産 (C-D)	1,211,021

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人宏善会

理事長 本川 哲 殿

私たちは、医療法人宏善会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月25日

医療法人宏善会

監事

田中進

監事

吉田博